**グリース阻集器維持管理誓約書**

　　　年　　　月　　　日

　玉村町長　様

申 請 者　氏　名（又は名称及び代表者名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ

　　　　グリース阻集器設置場所

佐波郡玉村町大字

　排水に含まれる油脂分などを取り除くための装置「グリース阻集器」を、下記のとおり適正に管理し、油脂分などを公共下水道に流さないことを誓約します。また、油脂分などが流れたことが原因で公共下水道施設の機能を阻害した場合は、玉村町（公共下水道管理者）の指導に従い、その機能回復に要する費用を負担します。

　土地等の売買等による権利譲渡を行った場合もこの誓約書を継承します。

記

　１．新規設置の場合は日本阻集器工業会の認定品を使用します。

　２．油脂類を分解する薬剤等の使用や攪拌する曝気装置の設置を含む改造等は行いません。

　３．バケットの清掃及び油脂分や沈殿物の点検を毎日実施します。

　４．阻集器内部の清掃は少なくとも２カ月に１回実施します。

　５．阻集器で阻集した廃棄物（残さ・汚泥等）は適正に処理します。